

個票 8 肥料の適正使用〔農 1(1)④4-1〕

(2011年作成)

配慮の視点	生態系の多様性への配慮	配慮項目	生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出
配慮事項	豊かな土壌の保全・回復・創出		
配慮事例	化学肥料の適正使用による土壌の保全		
内容	<p>●肥料の適正使用</p> <p>【解説】</p> <p>土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進、その他良好な営農環境の確保に資すると認められる持続性の高い農業生産方式における施肥は、土壌診断に基づき、農作物の吸肥特性、土壌条件等に合った肥料を選択し、適切な量を施用することで農業生産に伴う環境負荷を軽減する必要があります。</p> <p>【化学肥料を低減する具体的な技術】</p> <p>●局所施肥技術</p> <p>肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術です。</p> <p>この技術の導入にあたっては、肥料による作物への濃度障害を避けるため、農作物の種類、肥料の種類等に応じて施肥する位置等を調整する必要があります。</p> <p>●肥効調節型肥料施用技術</p> <p>普通肥料のうち、被覆肥料、化学合成緩効性肥料等を施用する技術です。</p> <p>この技術の導入にあたっては、これらの肥効調節型肥料の種類により肥効パターンが異なることを十分に考慮し、農作物の種類、土壌条件及び気象条件に応じて肥料の種類を選択する必要があります。</p> <p>●有機質肥料施用技術</p> <p>有機質（動植物質のものに限る）を原料とする肥料を施用する技術です。施用する種類や量については、土壌診断の結果、農作物の種類、含有する肥料成分量等を勘案して適正と考えられるものとし、過剰な施用や未熟な堆肥の施用により、作物の生育や品質を悪化させ、または環境に著しい負荷を与えることのないよう留意する必要があります。</p> <p>【事例】</p> <p>水稻：兵庫県持続性の高い農業生産方式導入指針より一部抜粋</p> <p>稲わらのすきこみ、土づくり肥料の施用を中心とした土づくりが行われていますが、今後は牛ふんたい肥等の施用を併せた土づくりを行っていくことが必要です。</p> <p>施肥については、有機質肥料や肥効調節型肥料の施用と局所施肥を組み合わせ、施肥効率の向上と収量の安定を図ることが必要です。</p>		

区 分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等 施用技術	<ul style="list-style-type: none"> ○完熟牛ふんたい肥等の施用を基本とする。連用年数により施用量を加減する。 ○稲わら等のすき込み ○緑肥作物の利用 	1～2t/10a(牛ふん たい肥の場合) 全量還元 全量還元
化学肥料 低減技術	<ul style="list-style-type: none"> ○肥効調節型肥料を施用する。 ○局所施肥技術による施肥を行う。 ○有機質肥料(有機入り化成肥料含む)を使用する。 	化学窒素成分量 8.5kg /10a以下
その他の 留意事項	化学肥料低減技術として有機質肥料を施用する場合は、窒素成分量を上記の「使用の目安」の概ね2割増を上限とするが、土壌診断や肥料原料を考慮し、施肥量を決定すること。	
参考資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について (平成11年10月25日 11農産第6789号農産園芸局長通知) 2 兵庫県持続性の高い農業生産方式導入指針(兵庫県農政環境部農林水産局 農業改良課) 	